

平成15年1月20日

各位

大阪府寝屋川市日新町2番1号
オンキヨー株式会社
取締役社長 大 舘 直 人
(コード番号:6729)
取締役執行役員
管理本部副本部長
問い合わせ先: 小 関 雅 富
電話番号:072-831-8001

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成15年1月20日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の日本証券業協会への店頭売買有価証券としての登録に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 500,000株
- (2) 発行価額 未定(今後の取締役会で決定する。)
- (3) 発行価格 未定(発行価額決定後、発行価額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成15年2月13日に決定する。)
- (4) 募集方法 発行価格での一般募集とする。
- (5) 引受の方法 野村證券株式会社を引受人とし、全株式を引受価額で買取引受させる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が発行価額を下回る場合、新株式の発行を中止する。
- (6) 申込株数単位 1,000株
- (7) 申込期間 平成15年2月17日(月曜日)から
平成15年2月20日(木曜日)まで
- (8) 払込期日 平成15年2月24日(月曜日)
- (9) 配当起算日 平成14年10月1日(火曜日)
- (10) 上記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2.株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,720,000 株
- (2) 売 出 価 格 未 定 (上記1.における発行価格と同一とする。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとする。
- (4) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (6) 引 受 の 方 法 野村證券株式会社、東海東京証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社、新光証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱証券株式会社、明光ナショナル証券株式会社、高木証券株式会社、いちよし証券株式会社及びオリックス証券株式会社が引受人となり、全株式を買取引受させる。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 平成15年 2月25日(火曜日)
- (8) そ の 他 前記各項記載の要領による売出しとは別に、野村證券株式会社が売出人となり、当社普通株式333,000株を上限とする売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行なう場合がある。この場合の売出しの要項は、前記(2)~(5)及び(7)と同一となる。
- (9) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募新株式の発行が中止となる場合、本株式売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止される。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【参考】

1. 募集・売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

(イ) 発行新株式数	普通株式	500,000 株
(ロ) 売出株式数	普通株式	
	引受人の買取引受による売出分	1,720,000 株
	オーバーアロットメントによる売出分	333,000 株()

(2) 需要の申告期間

平成15年 2月 5日(水曜日)から
平成15年 2月12日(水曜日)まで

(3) 価格決定日

平成15年 2月13日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、発行価格以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間

平成15年 2月17日(月曜日)から
平成15年 2月20日(木曜日)まで

(5) 払込期日

平成15年 2月24日(月曜日)

(6) 配当起算日

平成14年10月 1日(火曜日)

(7) 株券受渡期日

平成15年 2月25日(火曜日)

- () 1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に333,000株を上限として、野村證券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式の、野村證券株式会社による売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主から賃借する株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、333,000株を上限として、当社株主より追加的に取得することができる権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成15年3月20日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は平成15年2月25日(店頭登録予定日)から平成15年3月17日までの間、グリーンシューオプションの株式数を上限として当社株主から賃借する株式の返却を目的として、日本証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場において、当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、野村證券株式会社は上記シンジケートカバー取引にかかる株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 上記公募及び売出しに関連して、当社の株主73名(合計6,684,000株)は、当社株式の店頭登録予定日(平成15年2月25日)から6ヵ月を経過するまでの期間(平成15年8月25日まで。以下「ロックアップ期間」という。)、主幹事証券である野村證券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式またはそれと同種類の有価証券の売却等を行わないことに同意しています。なお、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除またはロックアップ期間を短縮できる権限を有しています。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,554,800 株
公募増資による増加株式数	500,000 株
増加後の発行済株式総数	10,054,800 株

() 上記株式数には、ストックオプションによる潜在株式数751,000株は含まれておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 435,600 千円()は、全額を生産子会社に対する投融資(金型等の設備投資用資金)に充当する予定であります。

()有価証券届出書提出時における想定発行価格(980円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけしており、安定的かつ継続的な利益の還元を利益配分の基本的な考え方としております。あわせて各事業年度の収益状況と次年度以降の事業展開を考慮し、財務体質の強化と内部留保の充実を勘案のうえ増配・株式分割等の方策により、株主に対し積極的に利益配分を行う方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の一層の強化と、将来にわたる事業の拡大に向けて有効に活用してゆく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増配策

今回の公募増資後、増配・株式分割等の方策により、株主に対し積極的に利益配分を実施したいと考えておりますが、現時点においては、その具体的内容について決定しておりません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
1株当たり当期純利益	56.84円	68.86円	39.94円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	5.00円 (- 円)	- 円 (- 円)	5.00円 (- 円)
実績配当性向	8.8%	- %	12.5%
株主資本当期純利益率	7.3%	8.9%	5.3%
株主資本配当率	0.6%	- %	0.7%

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 配分の基本方針

販売に当りましては、協会の規則で定める株主数基準の充足、店頭登録後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。

需要申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

6. その他

今回の公募による新株発行に当りましては、当社の従業員持株会に対して、増資新株式500,000株および売出株式1,720,000株のうち一定の株式を販売する予定であります。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。